

新規入所

# 令和元年度 入園のご案内



【私立保育園】



園名	受入最低年齢	所在地	電話	利用定員	開所時間	保育標準時間 保育短時間
吉則保育園	0歳 (3ヵ月～)	大嶺町東分2991番地5	0837-52-2529	90名	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
麦川保育園	0歳 (2ヵ月～)	大嶺町奥分2058番地4	0837-53-2582	30名	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
南大嶺保育園	0歳 (2ヵ月～)	大嶺町西分504番地5	0837-53-0161	40名	7:00～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
光輪保育園	0歳 (3ヵ月～)	大嶺町北分998番地2	0837-52-0973	30名	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30

【公立保育園】

伊佐保育園	0歳 (6ヵ月～)	伊佐町伊佐4533番地	0837-52-0151	60名	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
厚保保育園	1歳児	西厚保町本郷618番地	0837-58-0014	60名	7:30～18:00	7:30～18:00 8:30～16:30
大田保育園	0歳 (6ヵ月～)	美東町大田6225番地1	08396-2-0126	60名	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
真長田保育園	1歳児	美東町真名472番地3	08396-5-0102	45名	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
真長田保育園綾木分園	3歳児	美東町綾木2127番地2	休園中			
秋吉保育園	0歳 (6ヵ月～)	秋芳町秋吉5320番地1	0837-62-0505	90名	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
秋芳桂花保育園	0歳 (6ヵ月～)	秋芳町嘉万2960番地3	0837-64-0945	45名	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30

※申込状況によっては、休園等の可能性があります。

【へき地保育園】

※へき地保育所では原則その保育所の地域に居住でなければ入所は認められません。

※へき地保育所では【保育の必要な事由・必要量】については必要ありません。

豊田前保育園	満1歳	豊田前町麻生下10番地31	0837-57-0260	35名	7:00～18:00	
--------	-----	---------------	--------------	-----	------------	--

【認定こども園】

認定こども園 美祢幼稚園	0歳 (6ヵ月～)	大嶺町東分1853番地2	0837-52-0480	65名	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園 伊佐中央幼稚園	0歳 (6ヵ月～)	伊佐町伊佐3895番地1	0837-52-0544	115名	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30



＝お問合せ先＝  
美祢市地域福祉課 地域子育て支援室  
TEL：0837-52-5228  
FAX：0837-52-1490



## 入所申込について

幼稚園・保育園・認定こども園の入所を希望される方は、入所申込の記入及び必要書類の提出が必要となります。利用目的に応じて、美祢市の認定を受け、認定に応じてそれぞれ利用できる施設・提出書類等が異なります。

### ●申請の受付●

#### 期間と提出先

区 分	受 付 期 間	受 付 場 所
平成31年4月1日から 入所希望	平成30年11月5日(月曜日)から 平成30年12月7日(金曜日)まで	市役所地域福祉課 各総合支所総合窓口課
上記以外の入所希望の方	入所希望の3ヵ月前より (兄弟が在園している場合を除く)	

#### 提出書類

##### 【支給認定申請書 兼 入所申込書】《1・2・3号認定の方提出》

- 申込みは児童一人につき一枚必要です。
- 個人番号(マイナンバー)記入に伴い、手続きに来られる方の本人確認(免許証など)できるものが必要となります。

##### 【保育の必要性を証明する書類】《2・3号認定の方提出》

- ②を参照して、必要な書類を提出して下さい。

##### 【多子世帯利用料等軽減事業適用届】《1・2・3号認定の方提出》

- 兄弟姉妹がいる場合、利用料が2番目のお子さんは半額、3番目以降のお子さんは無料となります。  
※該当される方のみ提出が必要となります。

##### 【保育料を決定する書類】《1・2・3号認定の方提出》

- 平成30年1月1日時点で美祢市以外に住居登録をしていた方のみ提出となります。  
平成30年1月1日時点の住所地の[平成30年度 所得課税(非課税)証明書]を提出して下さい。  
※平成30年1月1日時点で美祢市に住居登録があり、美祢市で市民税額が確認できる方は必要はありません。

◎申請書等は必ず、市役所地域福祉課か各総合支所総合窓口課に提出して下さい。  
◎提出の際、窓口に来られる方は本人確認(免許証など)できるものをお持ち下さい。

※必要書類の未提出、記入漏れ、印漏れなど不備の無いようお願い致します。



## ① 認定基準

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望する方	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳以上のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育園、認定こども園
3号認定	3歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育園、認定こども園

※へき地保育園は、認定の対象外となります。保育料のみ2・3号認定の区分で算定します。

## ② 保育の必要な事由について(2・3号認定の方)

両親(両親と別居時は児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事情にある場合

提出書類	
就労等	→ 就労証明書等
妊娠・出産	→ 母子手帳の写し
疾病・障害	→ 診断書・障害(療育)手帳
介護等	→ 介護者・看護者の診断書(状況の分かる書類)
災害復旧	→ 申請書・罹災証明書等
求職活動	→ 求職カード・雇用保険受給資格証等
就学	→ 在学証明書・学生証
虐待・DVのおそれがある	→ 配偶者からの暴力被害の保護に関する証明書等
育児休暇	→ 就労証明書(育休記載欄あり)・育児休業証明書
その他	→ 市が必要と認める書類

## ③ 保育の必要量(2・3号認定の方)

区分	就労時間(目安)	保育時間
保育標準時間	月120時間以上 (フルタイム就労を想定)	最長11時間(※)
保育短時間	月48時間以上120時間未満 (パートタイム就労を想定)	最長8時間(※)

※保育時間の設定は各施設により異なります。表紙★を参照してください。

## ④ 利用料(1・2・3号認定の方)

《年2回 市民税所得割額で算定》

4月～8月分・・・前年度の市民税所得割額

9月～3月分・・・現年度の市民税所得割額

※階層については、別紙資料を参照して下さい。

※へき地保育園も、利用料の算定方法は上記と同様です。